

加入員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

### 被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、厚生労働省の通知により、被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて、令和8年4月1日より下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

#### 被扶養者の認定における年間収入の判定について

これまで、被扶養者の認定における年間収入の判定については、過去の収入や現時点の収入、または将来の収入見込みなどを総合的に判断し、今後1年間の収入の見込みで判定していましたが、令和8年4月1日より以下のとおり取扱うこととなります。

- 収入が「給与収入のみ」の場合に限り、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約の内容が確認できる書類によって判定します。
- 「労働条件通知書」等において規定される時給等の給与、労働時間・日数、通勤手当等の諸手当により計算される年間収入が130万円（[被保険者の配偶者を除く]19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上は180万円）未満である場合は被扶養者の収入の認定要件を満たすと判定します。
- 労働契約の内容が確認できる書類がない場合やシフト制などの労働条件が不明確な場合、また給与収入以外の収入がある場合については、従来どおりの判定をしますので直近3か月の給与明細書の写し等の提出が必要です。
- その他の被扶養者の認定要件（被保険者の収入の2分の1未満、別居の場合の送金状況等）については変更ありません。
- 「給与収入のみ」であることについて、被扶養者現況届の「収入状況について(申立)」欄に認定対象者がしていただくこととなります。（別添被扶養者現況届 参照）
- 認定から1年以上経過後の被扶養者資格の再確認を行う場合には、給与明細書の写し等を添付していただくこととなります。

令和8年4月1日からの収入のある被扶養者認定の届出にかかる添付書類等は以下のとおりとなります。

《収入のある方の被扶養者認定の届出にかかる添付書類》

①給与収入のみの場合	「労働条件通知書」等の労働契約の内容が確認できる書類 (直近の情報が記載されているもの)
②上記①の場合で「労働条件通知書」等の労働契約の内容が確認できる書類がない場合又は書類の提出がない場合	直近3か月の給与明細書の写し等
③上記①の場合でシフト制など「労働条件通知書」等では年間収入が不明確な場合	直近3か月の給与明細書の写し等
④給与収入以外の収入がある場合 (年金、株の配当、不動産収入等)	直近3か月の給与明細書の写し等 ＋ 直近の確定申告書の写し等収入が確認できる書類
⑤自営業、フリーランス等の場合	直近の確定申告書の写し等収入が確認できる書類

※ ①の場合で、提出された書類により判定が困難な場合は給与明細書等の提出をお願いすることがあります。

また、②～④の場合であっても、給与明細書の写し等では判定が困難な場合はその他の書類の提出をお願いすることがあります。

その他の要件にかかる必要な添付書類に変更はありません。

(学生証(写)、送金証明、退職証明等)

\* 新様式の「被扶養者現況届」は『申請書ダウンロード』にも掲載しておりますのでご利用ください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL : 06 - 6385 - 2851